

大口町在宅生活支援助成事業実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、介護保険法（平成9年法律第123号。）の規定に基づく要介護及び要支援認定を受けていない者（以下「非要介護認定者」という。）に対して、軽微な改修（総工事費が20万円以下のものとする。）や必要器具の購入（以下「改修等」という。）に必要な経費の一部を助成する事業（以下「助成事業」という。）によって、転倒等を予防し、在宅生活を安全かつ容易にすることを目的とする。

(実施主体)

第2条 助成事業の実施主体は、大口町（以下「町」という。）とする。

(助成対象者)

第3条 この要綱による助成の対象者は、住民基本台帳法（昭和41年法律第81号。）第6条に定める町の住民基本台帳に記載されており在宅で生活している70歳以上の非要介護認定者（以下「助成対象者」という。）とする。

(対象経費)

第4条 助成の対象となる費用は別表のとおりとする。ただし、助成金の交付申請と改修等が同一年度内であるものに限る。

(助成内容)

第5条 町は、助成対象者における改修等の経費のうち10万円を対象額の上限とし、10分の9を助成し、算出した額に100円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。ただし、大口町介護保険条例（平成12年大口町条例第21号）第4条第1項第6号から第12号までに定める者は、対象額の10分の8に、第13号から第15号までに定める者は、対象額の10分の7を上限とする。

2 この要綱による助成は、助成対象者に対して、1回を限度とする。

(申請及び決定)

第6条 第3条に規定するもののうち、助成を受けようとする者（以下「申請者」

という。)は、大口町在宅生活支援助成申請書(様式第1。以下「申請書」という。)に、必要な書類を添えて町長に提出しなければならない。

- 2 町長は、前項の申請を受理したときは、速やかに助成の適否を決定し、大口町在宅生活支援助成決定(却下)通知書(様式第2)により申請者に通知するものとする。

(変更申請及び決定)

第7条 前条第2項により決定を受けた内容等を変更しようとする場合は、助成の決定を受けた者は、速やかに大口町在宅生活支援助成変更申請書(様式第3)に必要な書類を添えて町長に提出しなければならない。

- 2 町長は、前項の変更申請を受理したときは、速やかに変更の適否を決定し、大口町在宅生活支援助成変更決定(却下)通知書(様式第4)により申請者に通知するものとする。

(辞退)

第8条 助成の交付決定を受けた者が、改修等の着手前に転出又は死亡等により助成を必要としなくなったときは、助成の決定を受けた者又はその代理人は、速やかに大口町在宅生活支援助成辞退届(様式第5)を町長に提出しなければならない。

(報告)

第9条 助成の決定を受けた者が改修等を完了したときは、速やかに完了届(様式第6)に必要な書類を添えて町長に提出しなければならない。

- 2 大口町介護保険居宅介護(予防)住宅改修費、大口町介護住宅改修費助成費及び大口町在宅生活支援助成費受領委任払いに関する取扱事業者登録要綱(令和2年大口町告示第36号)第3条の規定により登録を受けた事業者が改修等を実施した場合は、委任状(様式第7)を添付することにより、助成金の受領を委任することができるものとする。

(助成決定の取消し)

第10条 町長は、助成の決定通知を受けた者が、次の各号のいずれかに該当するときは、助成決定を取消し、又は助成した金額の全部若しくは一部の返還を命ず

ることができる。

(1) 虚偽その他不正の手段により、この要綱による助成を受けようとしたとき、又は受けたとき。

(2) 助成の目的以外の用途に使用したとき。

2 町長は、前項による取消しを行った場合、助成の決定通知を受けた者に対して大口町在宅生活支援事業助成決定取消通知書（様式第8）により通知するものとする。

（その他必要事項）

第11条 この要綱に定めるもののほか助成事業に関し必要な事項は、町長が定める。

附 則（平成24年3月26日 大口町告示第42号）

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（平成27年3月31日 大口町告示第30号）

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成28年3月29日 大口町告示第45号）

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平成30年3月26日 大口町告示第20号）

1 この要綱は、平成30年4月1日から施行する。ただし、第2条の規定は、平成30年8月1日から施行する。

2 第2条の規定による改正後の大口町在宅生活支援助成事業実施要綱の規定は、平成30年8月1日以後に申請書の提出のあったものから適用する。

附 則（令和2年3月31日 大口町告示第41号）

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則（令和3年3月30日 大口町告示第35号）

1 この要綱は令和3年4月1日から施行する。ただし、第5条の規定は、令和3年7月1日から施行する。

2 この要綱による改正後の大口町在宅生活支援助成事業実施要綱の第5条の規定は、令和3年7月1日以後に申請書の提出のあったものから適用する。

別表（第4条関係）

種類	対象となるもの
住宅改修工事	手すりの設置工事
	段差等を解消するための工事
物品の購入	入浴補助用具（補助いす等）
	補高便座
	床置き型手すり
	歩行器
	歩行車（自立歩行が困難な方の歩行を補助する用具。シルバーカーを除く。）

- 備考
- 1 住宅改修工事は屋内及び屋内への出入りのために必要なものに限る。
 - 2 助成の対象となる物品は、TAIS（福祉用具情報システム：タイス）コード又は福祉用具届出コードのいずれかを取得したのものに限る。

様式第1 (第6条関係)

大口町在宅生活支援助成申請書

年 月 日

大口町長 様

申請者 住 所 大口町

氏 名

電 話

次のとおり大口町在宅生活支援事業の助成を申請します。

氏 名		生年 月日	年 月 日
対象区分	住宅改修・入浴補助用具・補高便座・その他 ()		
改修部分	手すり(設置場所) 段差解消(改修場所)		
改修・購入 見積金額	金 円		
改修予定工期	年 月 日から 年 月 日		
改修・購入 事業者名		電話	
改修・購入 事業者住所			

※ 添付書類 1. 改修等に係る経費の明細書 2. 現況・計画写真及び平面図等

※ 添付書類 1. 購入品目のカタログの写し

様式第2（第6条関係）

第 号
年 月 日

様

大口町長 印

大口町在宅生活支援助成決定（却下）通知書

年 月 日付で申請のありましたことについては、下記のとおり助成の決定（却下）をいたしましたので通知します。

記

助成金額 円

（却下理由）

注意事項

- 1 申請者は、在宅生活支援事業が完了後速やかに、大口町在宅生活支援助成完了届に必要書類等を添付して提出してください。
- 2 在宅生活支援事業内容や経費等に変更が生じた場合は、速やかに変更申請書を提出してください。変更申請書を提出されないときは、助成の決定を取り消す場合があります。

様式第3 (第7条関係)

大口町在宅生活支援助成変更申請書

年 月 日

大口町長 様

申請者 住 所 大口町

氏 名

電 話

年 月 日 第 号で決定を受けました大口町在宅生活支援助成
について、下記のとおり変更したいので申請します。

氏 名		生年 月日	年 月 日
変更対象区分	住宅改修・入浴補助用具・補高便座・その他 ()		
変更改修部分	手すり(設置場所) 段差解消(改修場所)		
改修・購入 見積金額	金 円		
変更改修 予定工期	年 月 日から 年 月 日		
変更改修・ 購入事業者名		電話	
変更改修 事業者住所			

※ 添付書類 1. 変更後改修等に係る経費の明細書

2. 変更後計画写真及び平面図等

※ 添付書類 1. 変更後購入品目カタログの写し

様式第4（第7条関係）

第 号
年 月 日

様

大口町長 印

大口町在宅生活支援助成変更決定（却下）通知書

年 月 日付で申請のありましたことについては、下記のとおり助成の変更を決定（却下）しましたので通知します。

記

変更助成金額 金 円

（却下理由）

注意事項

- 1 申請者は、在宅生活支援事業が完了後速やかに、大口町在宅生活支援助成完了届に必要な書類等を添付して提出してください。

様式第5（第8条関係）

大口町在宅生活支援助成辞退届

年 月 日

大口町長 様

申請者 住 所 大口町
氏 名
電 話

次のとおり大口町在宅生活支援助成を辞退します。

氏 名		生年 月日	年 月 日
対象区分	住宅改修・入浴補助用具・補高便座・その他（ ）		
辞退年月日	年 月 日		
辞退理由	転 出 ・ 死 亡 ・ その他（ ）		
備 考			

様式第6（第9条関係）

年 月 日

完 了 届

大口町長 様

申請者 住 所 大口町

氏 名

電 話

次のとおり大口町在宅生活支援助成に係る改修等を完了しました。

氏 名		生年月日	年 月 日
対象区分	住宅改修・入浴補助用具・補高便座・その他（ ）		
改修・購入 支払金額	金		円
改修・購入日	年 月 日		
改修・購入 事業者名		電 話	
備 考			
口座振込希望金融機関	種別	口 座 番 号	口座名義人
銀行 信用金庫 店 農業協同組合	普通 当座		フリガナ -----

※添付書類 1. 改修・購入に係る経費の支払が分かるもの
 (改修の場合) ○改修前・改修後の写真 ○改修前平面図・改修後平面図等
 (購入の場合) ○購入品目の写真

様式第7（第9条関係）

委 任 状

年 月 日

大口町長 様

申請者 住 所 大口町
氏 名
電 話

大口町在宅生活支援助成金の受領に関する権限を下記の事業者に委任します。

記

大口町受領委任払い取扱事業者番号	
所在地	
事業所の名称	
代表者氏名	

様式第8（第10条関係）

第 号
年 月 日

様

大口町長

印

大口町在宅生活支援助成取消通知書

年 月 日付で決定しました大口町在宅生活支援助成を取り消しましたので通知します。

記

取消内容

取消理由